

改訂後	改訂前
<p>別表 <カードショッピング> 5. 書面記載事項 (4) 債務の弁済に要する費用として手数料以外に購入者から徴求する費用</p> <p><u>・本人会員が支払期日において当社に支払うべき債務の口座振替、引落としもしくは自動払込みができない場合、または当社指定口座への振込が支払期日までにされなかった場合には、システム処理料、事務手数料およびその他カード利用代金等（ただし、キャッシング利用代金を除く）の弁済の受領に要する費用として、当社所定の手数料を本人会員は負担するものとします。</u></p> <p>・会員の要請によりカードを再発行した場合は、当社は本人会員に対し、カードの再発行手数料1,100円（税込）を請求することができます。</p>	<p>別表 <カードショッピング> 5. 書面記載事項 (4)債務の弁済に要する費用として手数料以外に購入者から徴求する費用</p> <p><u>・本人会員は、カードショッピングの支払金等の支払を遅延し当社が以下の各号のいずれかの手続きを行った場合は、回収事務手数料として210円（税込）を支払うものとします。</u></p> <p>①金融機関に再度口座振替の依頼をした場合 ②本人会員宛に振込用紙を送付した場合 ③本人会員宛に当社所定の振込先案内書の送付手続きを行った場合</p> <p>・会員の要請によりカードを再発行した場合は、当社は本人会員に対し、カードの再発行手数料1,100円（税込）を請求することができます。</p>
<p>別表 <カードキャッシング> 貸金業法第17条第2項の記載事項等</p> <p>4. 元金及び利息以外に負担する金銭</p> <p>・会員が金銭の受領のために現金自動預払機（ATM）等を利用した場合は、当社は本人会員に対し、次の各号のいずれかの利用料を請求することができます。</p> <p>①利用した金額が1万円以下の場合110円（税込） ②利用した金額が1万円を超える場合は220円（税込）</p>	<p>別表 <カードキャッシング> 貸金業法第17条第2項の記載事項等</p> <p>4. 元金及び利息以外に負担する金銭</p> <p><u>・本人会員は、カードキャッシングの支払金の支払を遅延し当社が以下の各号のいずれかの手続きを行った場合は、回収事務手数料として210円（税込）を支払うものとします。但し、利息、遅延損害金及び回収事務手数料が遅滞した融資金元金に対し、年率で利息制限法の所定金利を超える場合はこの限りではありません。</u></p> <p>①金融機関に再度口座振替の依頼をした場合 ②本人会員宛に振込用紙を送付した場合 ③本人会員宛に当社所定の振込先案内書の送付手続きを行った場合</p> <p>・会員が金銭の受領のために現金自動預払機（ATM）等を利用した場合は、当社は本人会員に対し、次の各号のいずれかの利用料を請求することができます。</p> <p>①利用した金額が1万円以下の場合110円（税込） ②利用した金額が1万円を超える場合は220円（税込）</p>